

住居確保給付金（転居費用補助）のご案内

千代田区生活支援課生活支援係 電話 03-5211-4126

同一世帯に属する方の死亡や離職・休業等により世帯収入が著しく減少し、住居を失った方や失うおそれがある方で、家計の改善のために家賃が低廉な住宅に転居する必要がある方に対して、住居確保給付金（転居費用補助）を支給します。
（原則貸主または転居に要する契約の相手方の口座への振込です。）

- 相談・申請は、生活支援課（03-5211-4126）にご連絡ください。来庁できない場合は必要書類を送付いたします。また、来庁にて相談をご希望の方は、お待たせする場合がありますので、事前に電話にて、来所日時の予約をお取りください。

対象となる方

区内の賃貸住宅に居住または新たに区内の賃貸住宅に居住しようとする方で、次のすべてに該当する方

1. 申請者と同一の世帯に属する方の死亡または離職もしくは休業等の状況により世帯収入が著しく減少し、住居を失った方または失うおそれのある方
2. 世帯収入が著しく減少した月から起算して二年を経過していないこと。
3. 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
4. 申請者と生計を一とする同居親族が、国の雇用施策による給付や東京都・千代田区が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
5. 申請者と生計を一とする同居親族が、暴力団員でないこと
6. 申請者と生計を一とする同居親族の預貯金の合計額が次の金額以下であること
【単身世帯】 552,000 円
【2人世帯】 834,000 円
【3人以上世帯】 1,000,000 円
7. 申請日の属する月の申請者と生計を一とする同居親族の収入合計額が次の金額以下であること
【単身世帯】 上限 161,800 円（92,000 円に家賃月額（上限 69,800 円）を加えた金額以下）
【2人世帯】 上限 214,000 円（139,000 円に家賃月額（上限 75,000 円）を加えた金額以下）
【3人世帯】 上限 253,000 円（172,000 円に家賃月額（上限 81,000 円）を加えた金額以下）
【4人世帯】 上限 300,000 円（214,000 円に家賃月額（上限 86,000 円）を加えた金額以下）
5人世帯以上はお問い合わせください。
（※）持家に居住している場合、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）を家賃月額として取り扱います。
8. 生活困窮者家計改善支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために新たな住居の確保が必要であり、かつその費用の捻出が困難であると認められること。

対象経費

1. 支給対象となる経費
 - (1) 転居先への家財の運搬費用
 - (2) 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）
 - (3) ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）
 - (4) 鍵交換費用
 2. 支給対象とならない経費
 - (1) 敷金
 - (2) 契約時に払う家賃（前家賃）
 - (3) 家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費
- 上記以外の経費についてはお問い合わせください。

支給上限額

1. 千代田区内に転居する場合

【単身世帯】	<u>279,200 円</u>
【2人世帯】	<u>300,000 円</u>
【3人世帯】	<u>324,000 円</u>
【4人世帯】	<u>344,000 円</u>
2. 千代田区外に転居する場合
転居先の住居が所在する市区町村で定める上限金額。（転居先の自治体によって異なります。）

申請に必要なもの

※来所される方は印鑑をご持参ください

1. 申請書
「住居確保給付金支給申請書」、「住居確保給付金申請時確認書」
2. 本人確認書類
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険の資格確認書、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し
3. 申請者の世帯収入減に関する書類
下記のいずれかを証する書類
 - (1) 離職等された方は2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
 - ・ 自営業 個人事業者の廃業届
 - ・ 被雇用者 雇用保険受給資格者証、離職票、離職直前の雇用主の発行する離職証明書（社名、代表者名、連絡先、雇用形態、職種、採用年月日及び離職年月日明記、社判捺印のこと。）等のいずれか。
※雇用者からの書類が無い場合は、別途相談
 - ・ やむを得ない事情の方 当該事情に該当することが分かる書類（医師の診断書等）
 - (2) 収入が減少された方は、収入の減少が確認できる書類の写し
 - (3) 同一世帯の配偶者等と死別された方は、当該事象の事実を客観的に証明できる書類の写し

4. 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者について収入が確認できる書類の写し（給与明細書、給与振込みの記録がある通帳等）

5. 預貯金関係書類

申請者と生計を一とする同居親族の金融機関の通帳等の写し（申請日当日の記帳がしてあること。公共料金の引き落とし記録があるものを含むこと。）

ネットバンクを含むすべての口座が対象です。（ネットバンクの場合の明細書等を印刷してご持参ください。）

6. 入居住宅関係書類

（1）住居を失った方

住居確保給付金支給申請書（写）をお渡ししますので、不動産仲介業者等に提示して住宅を確保してください。該当する住宅が見つかったら、不動産仲介業者等に「入居住宅に関する状況通知書」を記入してもらい、住宅の賃貸借契約書（写）とともに区役所へ提出してください。

（2）住居を失うおそれのある方

住居確保給付金支給申請書（写）をお渡ししますので、不動産仲介業者等に「入居住宅に関する状況通知書」を記入してもらい、住宅の賃貸借契約書（写）とともに区役所へ提出してください。

7. 現在居住している住居の賃貸借契約書および公共料金の領収書

8. （持家の場合のみ）居住維持費用関係書類

持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

支給額を変更できる場合があります

- 受給者の責によらず、上限額の範囲内で当初の予定額を超える負担が発生した場合
- 申請書を提出する必要がありますので、上記事項を証明できる書類をお持ちのうえ区役所にお越しください。

給付を中止する場合があります

- 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、拘禁刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合
- 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合

住居確保給付金を徴収する場合があります

住居確保給付金の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収することとなります。

住宅の初期費用や生活費が必要な方には

転居後、当面の生活費負担が困難な方には、社会福祉協議会の貸付金をご紹介します。

（千代田区社会福祉協議会：千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4 階電話：03-3265-1901 FAX：03-3265-1902）